

高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市長寿すこやかセンター（以下「センター」という。）において実施する高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア活動支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、「京（今日）から始めるいきいき筋力トレーニング」等の高齢者向けの筋力トレーニングを通じて介護予防活動の普及に取り組むボランティア（高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア）（以下「ボランティア」という。）への支援を行うことで、京都市における高齢者の体力の維持・増進と運動習慣の獲得に寄与し、もってフレイル対策及びロコモティブシンドローム予防の一層の推進並びに健康寿命の延伸に資することを目的とする。

(実施体制)

第3条 センターは、本事業を実施するために、事務局を設け、高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア活動支援員（以下「支援員」という。）を配置する。

2 支援員は、ボランティアのニーズを把握しつつ、京都市及び関係機関との連携を図るなど、本事業が円滑に実施できるよう努める。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、ボランティアとして活動することを希望する者とする。

(実施内容)

第5条 センターは、次の各号に掲げる内容を含むボランティア養成講座を開催し、養成講座の受講を完了した者に対し、登録証を発行する。

- (1) 高齢者向けの筋力トレーニングの基礎
- (2) フレイルやロコモティブシンドロームの概念及び対策（栄養・口腔、運動、社会参加）
- (3) 京都市の高齢化の状況や介護予防に関わる主な施策

2 センターは、前項の規定により登録を行ったボランティアの活動支援及び資質の維持・向上のため、次の各号に掲げる支援を実施する。

- (1) ボランティアの資質向上のためのスキルアップ講座の開催
- (2) ボランティア派遣依頼団体への紹介及び調整
- (3) ボランティア活動報告会の実施
- (4) ボランティア通信の発行その他の広報
- (5) ボランティア活動に寄与する教材等の提供又は貸出
- (6) ボランティア活動に関する相談受付及び助言
- (7) ボランティア活動実績の取りまとめ
- (8) その他、必要と認められるボランティアへの支援

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年4月1日から施行する。